

稚内市北海道議会議員選挙長告示第2号

令和5年4月9日執行の北海道議会議員選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和5年3月31日

稚内市北海道議会議員選挙長 杉 本 宏

- 1 くじを行う日時 令和5年4月6日 午後5時00分
- 2 くじを行う場所 稚内市中央3丁目13番15号
稚内市役所 2階 第2会議室